

平成29年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（平成29年3月29日）

議事日程（第4号）	161
日程第1 議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦について…………… 165
日程第2 議案第21号	宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 165
日程第3 議案第22号	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 165
日程第4 議案第23号	森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 165
日程第5 議案第25号	水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 165
日程第6 議案第26号	都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結について…………… 165
日程第7 議案第14号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 165
日程第8 議案第15号	公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 165
日程第9 議案第16号	宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについて…………… 165
日程第10 議案第17号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 171
日程第11 議案第18号	宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 171
日程第12 議案第19号	宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

		関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定 するについて……………	171
日程第13	議案第20号	宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例を制定するについて……	171
日程第14	議案第7号	平成29年度宇治田原町一般会計予算……………	174
日程第15	議案第8号	平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業 勘定）予算……………	174
日程第16	議案第9号	平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	174
日程第17	議案第10号	平成29年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………	174
日程第18	議案第11号	平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算	174
日程第19	議案第12号	平成29年度宇治田原町水道事業会計予算……………	174
日程第20	議案第13号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例を制定するについて…	174
日程第21	議案第24号	宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を 制定するについて……………	174
追加議事日程（第4号の追加1）			
追加日程第1	決議案第2号	議案第7号 平成29年度宇治田原町一般会計予 算に対する附帯決議案……………	180
追加日程第2	決議案第1号	議案第7号 平成29年度宇治田原町一般会計予 算に対する附帯決議案……………	180
日程第22	意見書第2号	京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置 することを求める意見書（案）……………	185
日程第23	閉会中の継続調査の申し出について……………		187

平成29年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年3月29日

午前10時開議

- 日程第1 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第21号 宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する
条例を制定するについて
- 日程第3 議案第22号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行
為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて
- 日程第4 議案第23号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第25号 水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を
改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第26号 都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の
締結について
- 日程第7 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定す
るについて
- 日程第8 議案第15号 公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一
部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第16号 宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制
定するについて
- 日程第10 議案第17号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する
について
- 日程第11 議案第18号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
制定するについて
- 日程第12 議案第19号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第13 議案第20号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 議案第7号 平成29年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第15 議案第8号 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第16 議案第9号 平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第10号 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第11号 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第12号 平成29年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第13号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第21 議案第24号 宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第22 意見書第2号 京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書（案）
- 日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

追 加 議 事 日 程（第4号の追加1）

- 日程第1 決議案第2号 議案第7号 平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案
- 日程第2 決議案第1号 議案第7号 平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員

7番	山本	精	議員
8番	藤本	英樹	議員
9番	山内	実貴子	議員
10番	今西	久美子	議員
11番	谷口	整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	田中	雅和	君
教育	長	増田	千秋	君
総務部	長	久野村	観光	君
健康福祉部	長	光嶋	隆	君
建設事業部	長	野田	泰生	君
総務課	長	清水	清	君
企画財政課	長	奥谷	明	君
税住民課	長	長谷川	みどり	君
介護医療課	長	青山	公紀	君
健康児童課	長	立原	信子	君
建設環境課	長	垣内	清文	君
プロジェクト推進課	長	山下	仁司	君
産業観光課	長	木原	浩一	君
上下水道課	長	下岡	浩喜	君
会計管理者兼会計課	長	馬場	浩	君
社会教育課	長	岩井	直子	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局	長	村山	和弘	君
庶務係	長	岡崎	貴子	君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前にご報告申し上げます。本日、黒川教育部長から欠席の申し出があり、これを許可しておりますのでご報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第1、議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。本案は原案どおり同意することに決定しました。

◎議案第21号～議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第

14号～議案第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第2から日程第9、議案第21号から議案第23号、議案第25号及び議案第26号並びに議案第14号から議案第16号までの8議案を一括議題といたします。

8議案につきましては、3月3日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っております。

すことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○総務建設常任委員会委員長（垣内秋弘） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました8議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、開発協力金を廃止することで企業の誘致がどのくらい進むのかとの質疑があり、少なくとも開発協力金によって負担をする分が、いわゆる建設コスト、プラスアルファになってくるので、企業進出の若干の足かせになるであろうと考えることは容易であると思う。ほかへ行くより宇治田原町に来るほうがメリットがあると感じてもらえることが今後のまちづくりに必要であり、企業立地は利便性も重要であることから、町の都市計画の中でも一致するものと考えているとの答弁があったところであります。

次に、議案第22号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、持ち込み土の安全性について、埋め立てした土砂の土壌調査をさせ、町に報告するように改正するとのことであるが、これは業者がやるのか、第三者機関がやるのかとの質疑があり、事業者みずからが検査をすることはできないので、検査をする機関に出してもらった結果を町に提出してもらおうようにするとの答弁があったところであります。

次に、議案第23号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第25号、水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第26号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結については、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質

疑はなかったところです。

次に、議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第15号、公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第16号、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、番号法については、導入される時からいろいろと議論があり、最近も静岡県のある市において、ふるさと納税事務に関しミスがあったことが新聞報道されたところである。このような事案が今も発生していることをどう考えるかとの質疑があり、今回の静岡県のケースは、マイナンバーに関する市町村間の情報連携システムがまだ稼働していない中での人為的ミスであり、そのような危険性は今後も100%排除することはできないが、システムの整備はもちろん、取り扱う職員の指導徹底を継続しなければならないと考えているとの答弁があったところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました8議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○10番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、反対の立場から討論を行います。

第10条の第2項、公共・公益施設の整備に関する負担、いわゆる開発協力金を廃止することについてですが、同条例施行規則で定められている公共・公益施設の整備負担範囲は、1つには住宅開発の場合と、2つには住宅開発以外の場合の2つとなっています。

このうち、1つ目の住宅開発に係る負担につきましては、結果的に個人の住宅にかか

わるものであり、移住を促進する立場から廃止すべきであると考えます。しかし、住宅開発以外の分につきましては、今後、山手線やそれに伴う周辺整備に多大な財源が必要となることから、町財政が大変厳しい折、宇治田原町に進出していただく企業についてもご協力をいただくべきではないでしょうか。近隣自治体でも廃止をしていない自治体もあり、地価の安価な宇治田原町においては、この開発協力金が企業進出の歯どめになるとは思いません。

以上のことから、本条例についてはそのままとし、施行規則を住宅開発以外の場合に限ることとするよう求め、本議案には反対といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第22号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第25号、水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第26号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号、公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第16号、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。山本精君。

○7番（山本 精） ただいま議題となっております議案第16号、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

個人情報保護委員会のまとめによれば、2016年度上半期の6カ月間に発生した特定個人情報に関する漏えいや紛失などの事故は66件で、そのうち2件は重大な事態だったそうです。内訳を見ると、行政機関が1機関3件、地方公共団体が30機関37件、民間事業者が17機関26件とのことで、地方公共団体が最も多くなっています。

先日も、静岡県で市職員の人為的ミスにより、1,992人分のマイナンバーが誤って他自治体に送付されるという事故がありました。マイナンバー制度については、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪に対して、依然として問題の解決が図られていない状況にあることから、制度そのものに反対であり、本議案にも反対といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程10から日程第13、議案第17号から議案第20号までの4議案を一括議題といたします。

4議案につきましても、3月3日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、谷口整君。

○文教厚生常任委員会委員長（谷口 整） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託をされました4議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

まず初めに、議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、施行期日について、ことしの4月1日ということでありますけれども、これは確定申告との関係はどうなっているのかとの質疑があり、4月1日以降になるので、ことし1月1日現在で確定申告をされた状況となり、6月当初賦課からこれを控除した額で算定するとの答弁があったところでございます。

次に、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、小規模多機能型居宅介護事業所について、本町において通所やデイサービス、ショートステイ、訪問介護などのサービスは充足していると考えているのかとの質疑があり、デイサービスと訪問ヘルパーについては充足していると感じているが、訪問看護については事業所がなくなったため、一定不足している状況と認識しているとの答弁があったところです。また、小規模多機能型居宅介護事業所が必要

であるが、事業所開設の可能性をどのように考えているのかとの質疑があり、小規模特養と同じく運営的には全国的にも厳しい状況にあり、事業所開設は確率的には低いと感じている。来年度改定を予定している高齢者介護・福祉計画の中でしっかり検討していきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第20号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、本町には主任介護支援専門員がおらず、介護支援専門員で対応しているとのことであるが、今後は主任介護支援専門員を配置したいと思っているのかとの質疑があり、介護職や社会福祉士等については人材不足であるが、配置していきたいと考えているとの答弁があったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました4議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第13号、議案第24号の委員長報告、質疑、討論、

採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第14から日程第21、議案第7号から議案第13号及び議案第24号の8議案を一括議題といたします。

8議案につきましても、3月3日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、谷口整君。

○予算特別委員会委員長（谷口 整） それでは、予算特別委員会に付託をされました8議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑では、新庁舎建設事業について、インフラ整備費も含む総事業費として幾ら見込んでいるのかとの質疑があり、今後のまちづくりに必要不可欠なアクセス道路の整備、防災公園としての機能を有した交流の場としての公園整備など新庁舎とあわせたシビック交流拠点として整備するもので、全て合わせた事業費は、おおむね30億円程度となる見込みであるとの答弁があったところです。

人口対策・少子化対策について、宇治田原町を選んでもらうためには、我が町ならではの思い切った移住・定住施策をどう考えているのかとの質疑があり、町内に移住・定住された方々への奨励金や移住者を雇用した事業者への支援、空き家と農地を活用した移住者への各種支援策など、本町への移住・定住者の増加を後押しするための新たな施策実施に取り組むとともに、従来からの事業を継続、拡充し、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援にもバランスよく積極的に取り組むとの答弁があったところです。

町長の政治姿勢について、住民の声をもとにして町政を進めるという姿勢に改めるべきと考えるがいかがかという質疑があり、町として責任ある指針を持ち、それを住民の皆様丁寧に説明し、意見を伺うことが最重要であり、これが私すなわち町長の考える、住民の声をもとにして町政を進めるという姿勢であるとの答弁があったところです。

また、お茶の京都について、ターゲットイヤーとしてさまざまな施策が計画されているが、トータルどの程度の事業及び予算を計上しているのかとの質疑があり、お茶の京都推進事業やお茶の京都交流拠点整備推進事業など5事業と、繰越事業である湯屋谷茶工場をリノベーションするお茶の京都交流拠点整備推進事業を合わせ、全6事業で約1億3,710万円となるとの答弁があったところです。

学力充実事業について、今後どのような点を充実させ学力向上に取り組むのかとの質疑があり、学力充実のための町費教員を配置するなどの取り組みを行っているところであり、新年度においては、学校独自のテスト業者を変更して実施することにより学力面における課題をより鮮明にしていくとの答弁があったところです。

小中一貫教育推進事業について、どのような活動を計画しているのかとの質疑があり、新年度においても平成28年度と同様の事業を実施していく計画としており、小中一貫教育推進の核となる授業のコーディネーター教員を引き続き配置していくとの答弁があったところです。

総括質疑は以上でございます。

初めに、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、総務部関係では、交通安全啓発事業のうち運転免許証自主返納者に対する支援について、全国的に起こっている高齢者の事故を見ると大変重要な施策であるが、事業実施期間は何年ぐらい考えているのかとの質疑があり、高齢者の事故がなくなればとの思いで実施するものであり、現時点において期限を設けているものではない旨、答弁があったところです。

健康福祉部関係では、地域子育て支援センターについて、移転により大変人気となっており、これからの季節外遊びができる場所も必要と思うがどう考えているのかとの質疑があり、パパの子育て応援講座の中でも、お父さん方の協力もいただきながら整備に取り組みたいと考えているとの答弁があったところです。

建設事業部関係では、地域おこし協力隊について、うまく活用できていない、また期間が終了したら出ていってしまうなど難しい部分があると聞く中、まだ茶工場も完成していない状況で、契約後、何に従事してもらうかの計画はあるのかとの質疑があり、目的及び活動内容を明確にして、本人の意思を尊重しながらやっていくということが重要であり、配慮していきたい。地域おこし協力隊の活動は、交流拠点の運営だけでなく地域資源の活用や観光情報発信などさまざまに想定しており、茶工場改修までの期間においても、それらの活動は可能と考えているとの答弁があったところです。

教育委員会関係では、テニスコートの改修について、ハードコートの場合はけがをする可能性が高いため、オムニコートへの改修を計画されているところであるが、改修に伴い使用料等の改定は予定しているのかとの質疑があり、現在かなり安価でテニスコート等社会体育施設の利用をいただいている。テニスコートの改修に当たり、使用料につ

いては見直しも含めた協議を社会体育施設運営委員会等の意見も参考にして検討していきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第8号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、特定健康診査等実施事業について、特定保健指導ということで外部委託により訪問してもらっているが、保健指導を受けられた方の声はどのように聞いているのかとの質疑があり、みずから健康保持のために健康事業に取り組まなければならないと感じたと聞いているとの答弁があったところです。

次に、議案第9号、平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、制度の改正に伴い軽減幅が縮小され、負担額が3倍になることについてどう考えているのかとの質疑があり、会計基盤自体が脆弱なものであり、医療費が増加する中、一定の保険料徴収は必要であるとの答弁があったところです。

次に、議案第10号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、介護予防要支援1・2の方が介護保険制度から外れ、市町村で実施する総合事業に移行することについて、予算面また事業の内容は今までと比較してどうなるのかとの質疑があり、予算的には今までの介護保険制度適用分が地域支援事業に流れるイメージである。また、事業については、今までの事業を基本的には地域支援事業、総合事業のほうに移行するものであるとの答弁があったところです。

次に、議案第11号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、浄化槽について、対象数に対して半分にも満たない設置数であるが、進まない理由をどう考えているのかとの質疑があり、浄化槽整備事業に関しての普及促進の細かい調査は行っていないが、下水道事業ではシルバー人材センターに委託して調査しており、やはり経済的な事情もさることながら、高齢者のみの世帯になっているところが多く、将来的な整備について余り積極的になれないという事情があると聞いているとの答弁があったところです。

次に、議案第12号、平成29年度宇治田原町水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、職員数が1名減となっているが、緊急時の対応等十分な

現場対応ができるのかとの質疑があり、予算配分上1名の減になっているが、水道事業と下水道事業のバランスを考えた中での減であり、緊急時の対応については今までどおり上下水道課が一体となって対応していくとの答弁があったところです。

次に、議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第24号、宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、移住者は空き家に限るものではなく、賃貸マンションに住む場合も適用されるのかとの質疑があり、3年を超えて町内に居住する条件を設けており、マンションや一戸建てという制限はないとの答弁があったところです。

また、現地審査については、奥山田化石ふれあい広場整備事業予定箇所ほか3カ所を行ったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました8議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。今西久美子君。

○10番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

来年度予算には、高校生通学費補助の拡充、保育所の増築、田原学童保育所の新築など、住民の皆さんから寄せられていた要望が実現することに対しては評価をしたいと思います。ただ、高校生通学費補助につきましては、昨年の決算委員会での附帯意見もあったところですが、所得制限を設けず、全ての定期購入者に全額補助をすべきと考えます。さらには4年制、5年制の学校に通う生徒さんについても対象とするよう求めます。

この間、保育所の乳児が大きく定員を超えてきたことから、その対策について、私は以前から指摘をしてまいりましたが、町は、今後子どもの数が減るからと耳をかさずに来ました。しかし、保育を必要とする方は減らず、本年度希望しても入れないという事態を招いたことは、現場の努力と小手先の改修に終始してきたことが要因であると考え

ます。今後、保護者の皆さんが安心して子どもを預けることができるよう、町としての計画的な対応を求めます。

小中学校の就学援助につきまして、これまで指摘をしておりましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費がやっと対象となりました。新入学児童・生徒学用品費等についても増額していただきましたが、ぜひともこれを入学前に間に合うように支給をしていただきますようお願いをしておきます。

新庁舎の建設事業につきまして、特に建設予定地については、一般質問や予算委員会等でも議論をしておりました。町長は、新庁舎は防災が第一だと言われますが、山砂利採取跡の埋立地であることから考えても、現建設予定地が防災拠点として最もふさわしい場所であるとは到底思えません。さらに、町長が住民目線や住民との対話重視と言われるのであれば、建設予定地が決まったことを地方紙やうわさでしか知ることができなかった住民が大勢いたことをどのように説明をされるのでしょうか。

小中学校の施設一体の問題についても、町長が言う住民とともにとは大きくかけ離れたものと言わなければなりません。真の住民目線で住民との対話を重視し、住民の声をもとにして指針を決め、調整を進めるという姿勢に改めるべきであるということ指摘をしておきます。

最後に、新庁舎の説明会につきましては、建設場所ありきの報告ではなく、再検討も視野に入れ、住民の声をしっかりと聞く場とするよう強く求めまして、反対討論といたします。

○議長（田中 修） 次に、原案に賛成者の発言を許します。浅田晃弘君。

○5番（浅田晃弘） ただいま議題となっております議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

我が国の経済情勢は、引き続き緩やかな回復基調が続いているとされておりますものの、本町においてはそれを実感できる状況までに至っておらず、本町財政状況におきましても、人口減少社会の到来と少子高齢化の一層の進展により、社会保障関係をはじめとする行政需要は継続的に増加傾向にある一方で、宇治田原山手線や新庁舎建設事業等の大型事業の推進に伴い各種基金は減少するなど、その財政運営はさまざまな面で困難さが増しております。

こうした中、さきの町長選挙において、西谷町長が多くの住民の皆様からの支援により2期目当選を無投票という形でその栄に浴されたことは、これもひとえに、みんなが力を合わせれば何事もなし得るという百万一心の気概のもと、町内外の誰からも「好き

やねん うじたわら」と言っていただけまちづくりの推進に全力を尽くされてきた1期目4年間の実績が、住民の皆様にご信任されたあかしであると考えております。

西谷町政2期目のスタートとなる平成29年度当初予算においては、人口減少の克服と地域創生の実現に向けた取り組みを着実に推進するため、昨年度に策定された第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宇治田原未来づくり加速化予算として各種施策を積極的に計上された結果、対前年度比5.2%増、平成7年度に次ぐ過去2番目の予算規模、4年連続で40億円超えとなる積極型予算を編成されたことは、高く評価するものであります。

特に、町長が公約として挙げられた都市計画道路宇治田原山手線の整備、新庁舎建設事業、人口減少対策と移住・定住対策の推進という最重要三本柱については、地方創生関係交付金をはじめとした各種交付金や財政調整基金等の活用により財源確保対策を図る中、重点的かつ積極的に予算配分されております。

今定例議会における一般質問や各委員会においては、道路や新庁舎というインフラ整備に対する多額の財源投下を心配される意見もありましたが、町長は、これら事業は活力あるまちに向けた未来への投資であり、人口減少対策と移住・定住対策の推進も含めた三本柱それぞれの施策を互いに連関させたトータルとしての施策実施により、住みよいまちづくりを推進するものであるとの力強い決意も述べられました。

そのための具体的な施策として、町内に移住・定住された方々への奨励金や移住者を雇用した事業者への支援、空き家と農地を活用した移住者への各種支援など、本町への移住・定住者の増加を後押しするための新たな施策実施に取り組まれるとともに、一時保育施設及び学童施設の整備、就学援助の拡充、高校生通学費補助金の大幅な増額など、子育て対策等にもバランスよく積極的に取り組まれており、それぞれの施策の相乗効果が発揮されることを期待いたします。

なお、本町財政状況の健全性の維持については、先ほども述べましたように予断を許さない厳しい時代であり、引き続き行財政改革を推進され、町長が常々申される、人と人がきずなで結ばれ、30年、50年先に本町に住んでいただく方々の未来に希望と責任の持てる宇治田原町をつくり上げるため、西谷町長みずからが先頭に立って全力で取り組んでいただきたいと存じます。

また、宇治田原山手線や新庁舎の整備に当たりましては、住民の皆様方の不安払拭に向けた丁寧な説明と理解を求めため、さらなる努力と取り組みが十分に行われるよう申し添えます。私自身も、微力ではございますが、まちづくりを支える一員といたしま

して、西谷町長とともにしっかりと力を尽くしていきたいと考えております。

以上、平成29年度宇治田原町一般会計予算につきまして、賛成いたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。賛成討論を終わります。

○議長（田中 修） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前10時57分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、松本議員ほか8名から決議案第1号、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案、及び今西議員ほか1名から決議案第2号、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案が提出されました。

お諮りいたします。この際、お手元に配付いたしました追加議事日程（第4号の追加1）のとおり決議案2議案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。したがって、配付いたしました追加議事日程のとおり、決議案2議案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎決議案第2号、決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、追加日程第1及び追加日程第2、決議案第2号及び決議案第1号の2議案を一括議題といたします。

まず、決議案第2号、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附

帯決議案について、提出者に提案理由の説明を求めます。今西久美子君。

- 10番（今西久美子） それでは、ただいま議題となりました決議案第2号、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

平成29年度宇治田原町一般会計予算につきましては、予算特別委員会におきまして、活発な議論のもと慎重審議の結果、先ほど原案可決されたところですが、本予算の中の新庁舎建設事業予算を執行するに当たりまして、町が住民への説明責任を果たしておらず、住民の声を十分聞かないまま進めることについては問題であると考え、議会として建設予定地について再検討を視野に入れた早期の住民説明会を開催し、町長みずからが出席の上、住民の意見をしっかりと聞くことを求めるものであります。

議員諸侯におかれましても、新庁舎の建設予定地については、住民の皆さんからさまざまな声をお聞きのことと思います。住民の代表として、住民の声をしっかりと行政に届けるという役割を果たすべく、ぜひとも本決議案にご賛同くださいますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（田中 修） 次に、決議案第1号、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案について、提出者に提案理由の説明を求めます。松本健治君。
○2番（松本健治） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

決議案第1号、議案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案の説明を行いたいと思います。

お手元に決議案が配付されておりますので、決議案の内容説明をもって行いたいというふうに思います。

提出の理由でございますが、この案を提出するのは、新庁舎建設事業の予算執行に当たり、住民への説明と理解及び住民の不安払拭並びに公共交通機関によるアクセスの充実が行われるために留意すべき点を、議会として決議する必要があるからであります。

議案第7号 平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議（案）。

平成29年度宇治田原町一般会計予算については、予算特別委員会において、活発な議論のもと慎重審議の結果、原案可決されました。その執行に当たっては、下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものでございます。

新庁舎建設事業でございます。

(1)早期に住民説明会を開催し、町長みずからが出席の上、住民に対しさらなる丁寧な事業説明を積極的に行うこと。

(2)詳細な「土壌・地質調査」を実施し、環境面や安全面での住民の不安を払拭すること。

(3)建設位置が現市街地から離れることから、行政サービスの向上や公共交通機関によるアクセスの充実を図ること。

以上、この決議案への皆様方のご賛同をお願いし、提案の理由説明の趣旨説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

決議案第2号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 決議案第2号に対する質疑を終わります。

決議案第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 決議案第1号に対する質疑を終わります。

決議案第2号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、決議案第2号の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手少数。よって、本案は否決されました。

決議案第1号に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、決議案第1号の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

◎議案第8号～議案第13号、議案第24号の討論、採決

○議長(田中 修) 元日程に戻ります。

日程第15、議案第8号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第9号、平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○10番(今西久美子) ただいま議題となりました議案第9号、平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度は、保険料が改定のたびに引き上げられています。75歳以上の人口の増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕組みとなっているためであります。今後もさらに上がることは避けられないと考えます。公的年金からの保険料天引きの対象外になっている低年金、無年金の高齢者らには本当に重い負担となっています。

新年度から、後期高齢者の保険料の軽減措置が段階的に縮減されます。今でも保険料を払えない方がいる状況をますます深刻化させ、高齢者が安心して医療を受け、健康な生活を送ることができなくなるのではないのでしょうか。国における高齢者医療制度の廃止を求めまして、反対討論といたします。

○議長(田中 修) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第10号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第11号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第12号、平成29年度宇治田原町水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号、宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第22、意見書第2号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書(案)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、松本健治君。

○議会運営委員会委員長（松本健治） それでは、私のほうから意見書第2号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書の提案理由の説明を行いたいと思います。

現在、京都市以南の京都府南部地域は、約57万人という京都府全体の約21%に当たる人口を抱えていますが、同地域には地方裁判所及び家庭裁判所の支部はなく、扱える事件に限定のある簡易裁判所しかありません。このため、訴額が140万円を超える民事訴訟事件や民事執行事件、保全事件、破産・再生事件等は、京都市内にある京都地方裁判所本庁で行う必要があります。また、家事調停・審判事件、人事訴訟事件、少年保護事件等も京都市内にある京都家庭裁判所本庁で行われています。

しかし、京都地方裁判所本庁や京都家庭裁判所本庁へのアクセスは容易でなく、南部地域の住民は、司法アクセスの面から見ると、憲法で保障された裁判を受ける権利を十分享受できていないと言わざるを得ません。

そのために、速やかに京都地方裁判所及び京都家庭裁判所の支部が設置されなければならないと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をよろしくお願ひし、提案理由の説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、意見書第2号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決定しました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第23、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、これをもって平成29年第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時20分

○議長（田中 修） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会されました平成29年第1回定例会が、本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中を連日にわたりましてご出席をいただき、国の地方創生拠点整備交付金事業を生かした平成28年度一般会計補正予算や、平成29年度一般会計予算をはじめ、特別会計予算、条例案件など多数の重要案件につきましてご審議をいただき、27議案につきまして全て原案どおりご可決、ご同意を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

会期中におけます一般質問や、また予算特別委員会、各委員会などにおきまして賜りましたご意見やご要望につきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、我が国の景気は一部に改善のおくれも見られますが、緩やかな回復基調が続いており、先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、各種施策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されると言われておりますが、まだ実感できる

に至っていない現状であると感じております。

そういった厳しい状況の中ではありますが、本日ご可決をいただきました宇治田原未来づくり加速化予算、平成29年度当初予算は、私、町長2期目のスタートに当たる重要な予算であり、公約として町政の最重要三本柱と位置づけました都市計画道路宇治田原山手線の整備、新庁舎建設事業、人口減少対策、移住・定住対策の推進に向け特に積極的に重点的に取り組み、本町の目指す将来像、「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。どうか、議員各位をはじめ、住民の皆様方の一層のお力添えを本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

なお、来る4月1日付で予定しております職員の人事異動につきましては、中長期的な人材育成に主眼を置いた人材の登用、女性職員の管理職への登用等により、多様化する住民ニーズに的確に応え、限られた人員により最大限の効果を上げるための体制整備を念頭とした人事異動を予定しておるところでございます。今後とも、職員ともども一層の研さんと意識改革に努めますとともに、当面する諸課題に、私を先頭に全職員が一丸となって百万一心の気持ちで積極的に取り組みを進め、「好きやねん うじたわら」と言っていただけ、明るく未来あるまちづくりの実現に努めてまいり所存でございます。どうか、議員各位の一層のご理解、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

厳しかった寒さもようやく和らぎ、田原川の桜のつぼみも徐々に膨らんでまいりましたが、議員各位におかれましては、季節の変わり目、どうか健康にはくれぐれもご留意をいただきまして、ふるさと宇治田原町のまちづくりの進展のために、一層のご理解とご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

長期間にわたりまして、本当にありがとうございました。

○議長（田中 修） 皆さん、どうもご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 松 本 健 治

署 名 議 員 今 西 久 美 子